

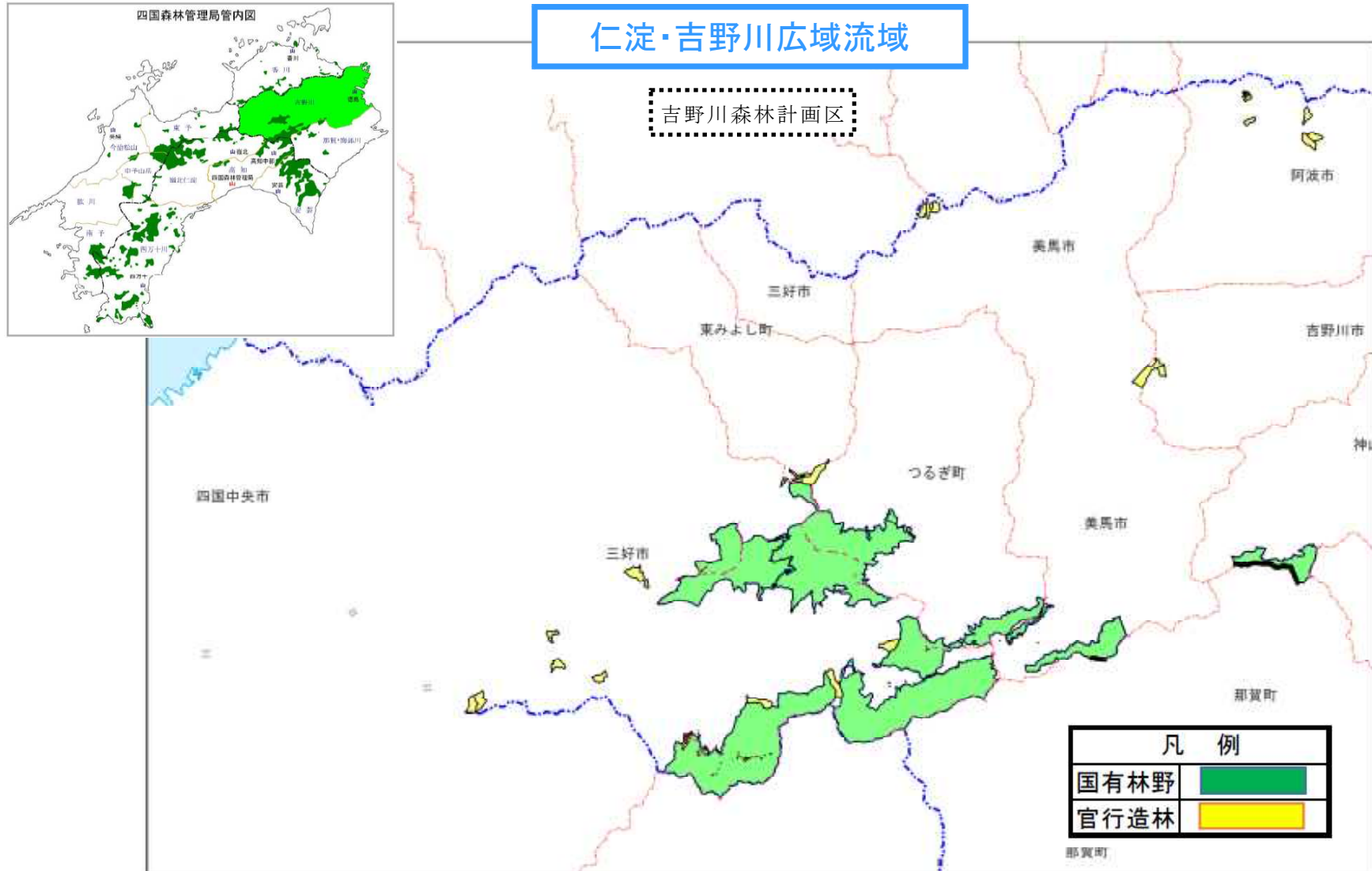
吉野川国有林の地域別の森林計画書

(吉野川森林計画区)

計画期間 自 令和4年 4月 1日
至 令和14年 3月 31日

四 国 森 林 管 理 局

吉野川森林計画区の位置図



目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	2
II 計画事項	3
第1 計画の対象とする森林の区域	3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(1) 森林の整備及び保全の目標	3
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	4
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	7
2 その他必要な事項	7
第3 森林の整備に関する事項	7
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	7
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
(2) 立木の標準伐期齢	10
(3) その他必要な事項	10
2 造林に関する事項	10
(1) 人工造林に関する事項	10
(2) 天然更新に関する事項	11
(3) その他必要な事項	12
3 間伐及び保育に関する事項	12
(1) 間伐の標準的な方法	12
(2) 保育の標準的な方法	12
(3) その他必要な事項	13
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	13
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	13
(2) その他必要な事項	14
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	14
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	14
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	15
(3) 林産物の搬出方法等	15
(4) その他必要な事項	15
6 森林施業の合理化に関する事項	16
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	16

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	16
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	16
(4) その他必要な事項	16
第4 森林の保全に関する事項	17
1 森林の土地の保全に関する事項	17
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	17
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の 地区	17
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林 及びその搬出方法	18
(4) その他必要な事項	18
2 保安施設に関する事項	18
(1) 保安林の整備に関する事項	18
(2) 保安施設地区に関する事項	18
(3) 治山事業に関する事項	18
(4) その他必要な事項	19
3 鳥獣害の防止に関する事項	19
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
(2) その他必要な事項	19
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	19
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	19
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	20
(3) 林野火災の予防の方針	20
(4) その他必要な事項	20
第5 計画量等	21
1 伐採立木材積	21
2 間伐面積	21
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	21
4 林道の開設及び拡張に関する計画	22
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	24
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	24
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	24
(3) 実施すべき治山事業の数量	25
第6 その他必要な事項	26
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	26
2 その他必要な事項	28

別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	29
別表 2	鳥獣害防止森林区域	32

I 計画の大綱

国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2に基づき、森林管理局長が国有林について民有林の地域森林計画に準じて立てる森林計画である。

本森林計画は、吉野川森林計画区に位置する国有林の計画を、「全国森林計画」に即して、令和4年4月から令和14年3月の10カ年を計画期間として樹立したものである。

1 森林計画区の概況

本計画区は、全国森林計画の吉野・仁淀川広域流域に属し、西は愛媛県の東予森林計画区、高知県の嶺北仁淀森林計画区、南は徳島県的那賀・海部川森林計画区、高知県の高知森林計画区、北は香川森林計画区に接している。

徳島県北部の徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町の19市町村を包括し、その区域面積は264,749haで徳島県全面積の約64%を占め、そのうち森林面積は186,592haである。

人口は、624,488人（令和2年国勢調査）で、平成27年調査時点と比較すると29,422人減少している。

本計画区の国有林は、昭和28年度以降、保安林整備臨時措置法に基づき買入れた森林が大部分を占める。主に剣山山系及び矢筈山山系にまとまり、かつ、そのほとんどが1,000m以上の高海拔地域に分布し、その総面積は12,678haで、人工林が4,462ha、天然林が6,766ha、無立木地等が1,450haとなっている。

人工林面積を樹種別にみると、スギ53%、ヒノキ25%、その他22%とスギが過半数を占めており、齢級配置は、間伐・主伐の対象である7齢級以上が全体の82%を占めている。

このほか、国有林の大部分を保安林に指定するとともに、剣山国定公園に指定されている自然豊かで景観に優れた剣山を、レクリエーションの森「剣山自然休養林」に設定するなど、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等、公益的機能の発揮にも努めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、平成30年7月に発生した豪雨災害による林道被害等に伴い一般競争入札（立木販売）が執行出来なかったこと、一部採算が見込めない立木販売や間伐の実施を見合わせたことなどから、主伐・間伐ともに計画量を下回る結果となった。

造林面積については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画量を下回る結果となった。

林道等の開設又は拡張については、伐採や造林等の事業実施を踏まえ、優先度の高い路線から取り組み、拡張については、概ね計画通り実行した。

治山事業については、緊急度の高い箇所から実行した。

項目	計 画	実 行	実行歩合 (%)
伐採立木材積	319,800m ³	62,161m ³	19
主伐	212,800m ³	2,490m ³	1
間伐 (材積)	107,000m ³	59,293m ³	55
間伐 (面積)	1,007ha	384ha	38
造林面積	169ha	10ha	6
人工造林	115ha	6ha	5
天然更新	54ha	4ha	7
林道等の開設又は拡張	開設: 6.40km 拡張: 14箇所	開設: 0.70km 拡張: 16箇所	11 114
林道	開設: - km 拡張: 14箇所	開設: - km 拡張: 16箇所	- 114
林業専用道	開設: 6.40km 拡張: 14箇所	開設: 0.70km 拡張: - 箇所	11 -
その他	開設: - km 拡張: - 箇所	開設: - km 拡張: - 箇所	- -
保安林の指定・解除	指定: - ha 解除: - ha	指定: - ha 解除: - ha	- -
水源涵養	指定: - ha 解除: - ha	指定: - ha 解除: - ha	- -
災害防備	指定: - ha 解除: - ha	指定: - ha 解除: - ha	- -
保健、風致の保存等	指定: - ha 解除: - ha	指定: - ha 解除: - ha	- -
治山事業	17箇所	12箇所	71

(注) 1 計画欄は前半5ヶ年に相当する数値である。

2 実行欄は、平成29～令和2年度の実績と令和3年10月末の実績の計である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性に配慮する。また、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

加えて、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、吉野川流域森林管理システム協議会等の場を通じ、県、市町村等との密接な連携を図りながら、流域林業の活性化に積極的に取り組むこととする。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積		単位 面積：ha		
区 分		面 積		管轄森林管理署等
総 数		12,677.84	(862.68)	
市 町 別 内 訳	徳島市	21.13	(21.13)	徳島森林管理署
	吉野川市	103.86	(103.86)	〃
	阿波市	126.96	(126.96)	〃
	美馬市	705.25	(73.50)	〃
	三好市	9,427.51	(415.51)	〃
	佐那河内村	7.30	(7.30)	〃
	神山町	419.71		〃
	つるぎ町	1,751.70		〃
	東みよし町	114.42	(114.42)	〃

(注) 1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、四国森林管理局計画課及び徳島森林管理署とする。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であつて、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であつて、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であつて、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、

一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	4,349	3,844
	育成複層林	109	125
	天然生林	6,543	6,543
森林蓄積		210	219

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*2}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*3}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*4}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況に対する計画期末の育成単層林の面積の減は、官行造林地の返地などによるものである。

2 その他必要な事項
特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準によることとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等につ

*2人為：植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*3 択伐：「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*4 複数の樹冠層：樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

いて、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、車道や集落からの距離等の社会的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(イ) 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

(イ) 択伐による場合は、森林の諸機能の維持増進が図られるような適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、配置等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐については、イの(ア)によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じた適切な施業を行うこととする。

エ 保安林等

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林の諸機能の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

a 人工造林を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域にあっては、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあつては、その制限の範囲内）とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。

制限林以外にあつても、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能を有する森林にあつては同様とする。

契約に基づく分収林及び官行造林においては、おおむね20ha以下とし、立地条件、公益的機能の要請等を総合的に勘案して定めることとする。

伐採箇所は努めて分散させるとともに、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根、斜面中腹等を主体として、必要な箇所に保護樹帯を設置することとし、保護樹帯の効果を適切に発揮させるため、多様な樹種からなるように努める。

なお、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

更新をしても期待する成長を達成することが困難な箇所、風衝地、岩石地、急傾斜地等については、保残することとする。

b 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であつて、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積はaに準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 択伐を行う森林

伐採に当たっては、目的に応じた適正な林相、林齢からなる林型に誘導することを目標とし、伐採率は40%を上限とする。

(2) 立木の標準伐期齢

樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢、森林の構成を勘案して、本計画においては次のように定める。

地 区	標 準 伐 期 齢					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
計画区全域	35年	40年	30年	40年	10年	15年

- (3) その他必要な事項
特になし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林は、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、スギ、ヒノキ及びクヌギ等を主体とする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の造林方法等を勘案して、以下により行う。その際、コンテナ苗を使った造林など新たな植栽技術の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に積極的に取り組む。また、更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努める。

(ア) 人工造林の植栽本数

- a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とし、林地生産力の高低等自然条件、導入する苗木の規格や特性、天然稚幼樹木の発生状況、有用天然木の配置状況、ニホンジカの影響等を総合的に勘案して決定する。その際、森林の適確な更新を図ることを前提に、低コスト化・省力化の観点から、可能な限り、低密度な植栽に取り組むこととする。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

単位：本

樹種	植栽本数
スギ	1,200～3,000
ヒノキ	1,200～3,000
クヌギ	2,500～3,500

b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1,200～3,000を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

ただし、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらえは、気候その他自然条件等を勘案して、全刈り地ごしらえ、筋刈り地ごしらえ、枝条存置地ごしらえ等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に行うこととする。なお、伐採と造林の一貫作業システム等におけるコンテナ苗を使った造林など新たな植栽技術による場合は、この限りではない。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新を図ることができる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする主な樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とするが、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して選定する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新は、森林の適確な更新を図ることを旨として、下層植生、前生樹等を勘案しつつ、以下により行う。

(ア) スギ、ケヤキ等

スギ、ヒノキ、ケヤキ、ミズメ等の天然木については、伐採に当たって、天然更新による成林が確実となるよう、母樹及び中小径木を適切に保残するとともに、稚樹の発生、生育を促す地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

また、稚樹が少ない場合には、植込み、播種等により更新を図ることとする。

(イ) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地であつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林

が可能な箇所を選定し、伐採後、地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

(ウ) シイ、カシ等

シイ、カシ、コナラ等ぼう芽力の旺盛な広葉樹については、除伐等の天然更新補助作業を行うこととする。

(3) その他必要な事項

多様な森林を造成するため、人工造林を計画した箇所においても、天然更新を積極的に指向することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては以下を基本とし、発揮すべき機能や林分状況等に応じて適切に実施することとする。その際、生産性の向上等の観点から、列状間伐を積極的に採用する。

樹種	生産目標	間伐の時期 (年)		間伐の方法
		初回	2回目	
スギ	一般材 主伐の時期 45年	25 (30)	35 (40)	間伐の方法は点状間伐又は列状間伐とする。 なお、林分の状況により成木摘伐を実施する。
ヒノキ	一般材 主伐の時期 50年	30	40	1回に実施する間伐率は、 Ry^{*5} を0.10~0.25下げることを目安に本数間伐率50%程度までの範囲で選木を行う。 ただし、制限林にあつては指定された施業要件の範囲内とする。

(注) スギの一般材を生産の目標とする林分において、ヒノキが混在し、かつ、林分状況等により必要と考えられる場合は、() の時期を目安として間伐を行うことができることとする。

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては、次を目安とする。ただし、造林木の確実な育成を図ることを前提に、生産性の向上等の観点から、下刈回数の低減、下刈手法の簡素化等可能な限り省力化を図ることとする。

*5 Ry : 収量比数。森林の密度の相対値を示す収量の指標で、ある樹高における最大の材積を1としたときの現実の材積の割合を示したもの。

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢 (年)											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	15
下 刈	ス ギ	○	○	○	○	○							
つる切	ヒノキ						○		○				
除 伐											○		○

- (3) その他必要な事項
特になし

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
公益的機能別施業森林の区域及び施業方法は別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

- a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。

- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまと

まりをもたせて定めることとする。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の健全性を確保するための適切な除・間伐とともに、伐期の延長（主伐は標準伐期齢に10年を加えた林齢以上とする）、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小を基本とする森林施業を推進することとする。

立地条件や機能の維持増進のため必要かつ適切と見込まれる場合は、針葉樹単層林の天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化（長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））を推進することとする。

(イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、特に機能の発揮が求められている森林は、択伐による複層林施業、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林は、長伐期施業（主伐は標準伐期齢のおおむね2倍以上とする）、その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

(2) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良好で将来にわたり育成単層林として維持する森林を

主体に整備を進めるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	15	56.7
うち林業専用道	3	2.0

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム ^{*6}	110m/ha以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85m/ha以上
	架線系作業システム ^{*7}	25m/ha以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50> ^{*8} m/ha以上
	架線系作業システム	20<15> m/ha以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5 m/ha以上

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせることとする。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

特になし

(4) その他必要な事項

集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害

*6 車両系作業システム：林内にワイヤロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

*7 架線系作業システム：林内に架設したワイヤロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。タワーヤード等を活用する

*8 「急傾斜地」の<>書き：広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

を防止する対象となるものをいう。以下同じ。) の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。

また、水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。特に、伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

素材生産事業者等の林業事業者は、経営基盤の弱体な小規模零細な事業者が多く、また、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる状況にあることから、一般林政施策との連携の下に、計画的な事業の発注や複数年契約の導入等により林業事業者の経営の安定化を図るなど育成強化策の一層の充実に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、労働災害の防止、林業就労者の減少等の状況に対処するため、生産コストの低減、労働環境の改善等を大幅に促進する林業の機械化が急務となっている。

このため、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、生産性の向上に資する高性能林業機械を活用した列状間伐や伐採と造林の一貫作業システム等の導入、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組を支援する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用促進を図るため、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備等の推進が求められている中、国有林としては、樹材種の変化を踏まえつつ、民有林とも連携し、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援することとする。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっている。このため、国有林としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、職員を対象と

する研修を活用した市町村林業担当者研修や現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うこととする。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市 町	地区（林班）			
阿波市	(阿2)2~4	(90.20)	林地の適切な管理並びに適切を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては十分留意するものとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件によるものとする。	水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、干害防備保安林及び魚つき保安林並びに別表1の2の①に掲げる森林のうち保安林ではないものの。
美馬市	128~132、139、(美)1~2	(73.50) 702.44		
三好市	1~82、125~127、149~152、(三1)7~8、(三2)1、(三3)5~8、(東)4	(363.81) 9356.29		
佐那河内村	(横)2	(7.30)		
神山町	91~94	415.59		
つるぎ町	83~90、118~124	1745.24		
東みよし町	(東)6~7	(114.42)		

- (注) 1 地区欄には、当該地区の属する林班名を記載する。
 2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。
 3 備考欄には、保安林、施業を特定する必要がある林分等の場合には、その種類を記載する。

- 4 地区欄の（ ）は官行造林の契約相手の略称を示す。
- 5 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし

(4) その他必要な事項
特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項
該当なし

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。また、流木対策としては、根系等の発達を促す間伐等の森林整備を行うとともに、現地の状況に応じて、流木捕捉式治山ダムを設置や流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に努めることとする。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、効果的な治山対策を講ずる。その際、保安林における伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、コ

ストと品質の両面を重視しつつ、既存施設の長寿命化対策を含めた総合的なコスト縮減に努める。また、現地の実情を踏まえ、間伐材等木材の利用促進を図るとともに、必要に応じて在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置等を適正に行うこととする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係機関等と連携し、四国森林管理局が開発した安価で組立が容易な小型囲いわなの普及や市町村、猟友会、森林管理署等との協定締結によるニホンジカ被害対策を推進するとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項

特になし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

レクリエーションの森など特に利用者が多く、山火事等のおそれのある箇所については、森林保護及び山火事防止を呼び掛ける標識を設置するとともに、巡視を強化し被害の未然防止に努める。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫をはじめとする病虫害の早期発見、早期防除、他の樹種への転換に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカや新植箇所におけるノウサギ等による森林被害についても、必要に応じ、3（1）イに準じた対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

ア レクリエーションの森等の管理

レクリエーションの森等の管理に当たっては、利用実態に即した施業の実施、利用者への安全確保等に配慮する。

イ 技術の開発及び普及

多様な森林づくりによる公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術の開発・実証に取り組み、その成果の普及・定着に努める。

ウ 森林環境教育等の充実

教育・環境・地域振興等の分野と連携し、森林環境教育の推進を図るとともに、森林環境教育活動の充実のため、普及啓発、情報提供、技術指導等を推進する。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総計	(191.1)	(176.1)	(15.0)	(191.1)	(176.1)	(15.0)	(-)	(-)	(-)
	484.1	422.7	61.3	306.6	245.3	61.3	177.5	177.5	-
[前半5カ年分]									
	(65.8)	(64.6)	(1.2)	(65.8)	(64.6)	(1.2)	(-)	(-)	(-)
	198.2	174.9	23.2	116.2	93.0	23.2	82.0	82.0	-

(注) () は、官行造林で内書とする。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐
総数	1,338
前半5カ年分	669

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	160	39
前半5カ年分	67	16

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業 専用道	つるぎ町	一字	1.50 1	1,083	0.80 1	①	基幹
				小計	1.50 1	1,083	0.80 1		
			三好市	霧谷53	1.00 1	323	0.50 1	②	その他
				塔の丸	1.08 1	259	0.80 1	③	その他
			小計	2.08 2	582	1.30 2			
開設計					3.58 3	1,655	2.10 3		
拡張	(路盤工外)		三好市	祖谷山支線	1.00 1		0.50 1		基幹
	(路盤工外)			祖谷山笹谷線	1.00 1		0.50 1		基幹
	(路盤工外)			三嶺	1.00 1		0.50 1		基幹
	(路盤工外)			霧谷	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			笹谷20支線	2.00 1		1.00 1		基幹
	(路盤工外)			小島	0.60 1		0.30 1		基幹
	(路盤工外)			小計	8.60 7		4.30 7		
	(路盤工外)		つるぎ町	一字	0.60 1		0.30 1		基幹
	(路盤工外)		小計	0.60 1		0.30 1			

単位 延長：km, 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図	備考
	(路盤工外)		三好市	五郎谷	0.60 1		0.30 1		その他
	(路盤工外)			菅生	0.20 1		0.10 1		その他
	(路盤工外)			風呂の塔	1.00 1		0.50 1		その他
	(路盤工外)			霧谷53	0.20 1		0.10 1		その他
	(路盤工外)			塔の丸	1.00 1		0.50 1		その他
	(路盤工外)		小計		3.00 5		1.50 5		
	(路盤工外)		美馬市	川上カゲ	0.60 1		0.30 1		その他
			小計		0.60 1		0.30 1		
拡張計					12.80 14		12.80 14		

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	12,110	12,265	
水源涵養のための保安林	11,841	11,996	
災害防備のための保安林	269	269	
保健、風致の保存等のための保安林	3,084	3,084	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域		前半5カ 年の計画		
美馬市	[132][139]	2	1	溪間工、山腹工	
三好市	[1][3,5][6,12,13] [20][21][27][28,33] [36,37][42][47][50] [54~57,59,60][64] [66~68][70,71][74]	16	13	溪間工、山腹工 本数調整伐	
神山町	[91,92]	1	1	溪間工、山腹工 本数調整伐	
つるぎ町	[84][85,86][87][120] [122~124]	5	2	溪間工、山腹工 本数調整伐	
合計		24	17		

(注) 事業は、林班の一部で実施するものである。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法
	市町	区域		伐採方法
水源かん養 保安林	阿波市	(阿2)2~4	(90.20)	皆伐とする。1伐採箇所の面積は おおむね5ha以下とする。ただし、 皆伐以外の伐採種が指定されてい る場合は指定施業要件による。
	美馬市	128、129、130、131、 132、139、(美)1~ 2	(73.50) 629.59	
	三好市	1~82、125、126、1 49~152、 (三1)7~8、 (三2)1、 (三3)5~8、 (東)4	(363.81) 9,159.75	
	佐那河内村	(横)2	(7.30)	
	神山町	91~94	415.59	
	つるぎ町	83~90、 118~124	1745.24	
	東みよし町	(東)6~7	114.42	
	計			
土砂流出防 備保安林	美馬市	132、139	72.85	皆伐（択伐）とする。1伐採箇所の 面積はおおむね5ha以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採種が指定 されている場合は指定施業要件に よる。
	三好市	127	196.54	
	計			
保健保安林	美馬市	139	83.02	択伐とする。ただし、択伐以外の 伐採種が指定されている場合は 指定施業要件による。
	三好市	1~3、9~23、26、2 7~31、44~47、48 ~52、54~56、64 ~65、70~82、125 ~127、149	2472.82	
	神山町	92	101.62	
	つるぎ町	88、89、118、119、1 20、121	426.24	
	計			

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市 町	区 域		伐 採 方 法
国定公園第 1種特別地 域	三好市	18、19、23、 26～27、29～33、 35～37、39、40、 42～52、64、65	465.25	禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り標準伐期齢＋10以上の林分では、10%以内の単木択伐法によることができる。
	つるぎ町	118～121	120.20	
計			585.45	
国定公園第 2種特別地 域	美馬市	139	55.46	択伐とする。ただし、風致に支障がない場合に限り、1伐採箇所の面積を2ha以内の皆伐によることができる。
	三好市	9～19、23、 26～33、35～40、 42～52	1292.66	
計			1348.12	
国定公園第 3種特別地 域	美馬市	131、132、139	128.66	皆伐とする。 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととする。1伐採箇所の面積は5ha以下とする。
	三好市	8、13～19 26～37、39、40、 42、43、48～52、 55、56、64、65、 76～82、125、 126、149～151 (東)4	(10.16) 2,835.79	
		つるぎ町	88～90、 118～121	
	東みよし町	(東)6、7	(51.83)	
計			(61.99) 3807.60	
鳥獣保護区 特別保護地 区	三好市	16～19、23、24、 26、27、29～33、 35～37、39、40、 42～50	619.60	禁伐とする。
	つるぎ町	120	159.66	
計			779.46	
史跡名勝天 然記念物	三好市	9～19、23、27、 29、30	355.28	禁伐とする。
計			355.28	

(注) 1 区域欄の () は、官行造林の契約相手の略称を示す。

2 面積欄の () は、官行造林で内書とする。

- 2 その他必要な事項
特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法	
	国有林野	官行造林			
総数			(862.68) 12,677.84		
訳	徳島市		(徳) 1	(21.13)	小面積分散伐 長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	吉野川市		(吉) 1、2	(103.86)	
	阿波市		(阿1) 1、 (阿2) 1～4、 (御) 1	(126.96)	
	美馬市	128～132、139	(美) 1、2	(73.50) 705.25	
	三好市	1～82、125～127、149～152	(東) 4、 (三1) 7、8、 (三2) 1～3、 (三3) 5～8	(415.18) 9,427.51	
	佐那河内村		(横) 2	(7.30)	
	神山町	91～94		419.71	
	つるぎ町	83～90、118～124		1,751.70	
	東みよし町		(東) 6、7	(114.42)	

(注) 1 区域欄の () は、官行造林の契約相手の略称を示す。

2 面積欄の () は、官行造林で内書とする。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法
	国有林野	官行造林		
総数			3,005.75	
内訳	美馬市	132、139	156.39	小面積分散伐採、長伐期施業、複層林施業（択伐）、複層林施業（択伐以外）
	三好市	1、9～26、48～51、63～65、81、126、127	2,166.64	
	神山町	91、93、94	214.48	
	つるぎ町	118～121	491.24	

(注) 1 区域欄の（ ）は、官行造林の契約相手の略称を示す。

2 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法
	国有林野	官行造林		
総数			(17.96)	
内訳	吉野川市	(吉) 2	(17.96)	長伐期施業、複層林施業（択伐）、複層林施業（択伐以外）

(注) 1 区域欄の（ ）は、官行造林の契約相手の略称を示す。

2 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区分	森林の区域		面積	施業方法	
	国有林野	官行造林			
総数			(101.22) 7,386.74		
内訳	吉野川市		(吉) 1、2	(101.22)	長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	美馬市	131、132、139		208.26	
	三好市	1～3、8～23、26～40、42～62、 64、65、70～82、125～127、 149～151		5,513.40	
	神山町	91、92		243.95	
	つるぎ町	83～90、118～124		1,319.91	

(注) 1 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。

2 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域		面積
		国有林野	官行造林	
総数				(662.22) 12,294.15
内 訳	徳島市	ニホンジカ		(徳)1 (21.13)
	吉野川市	ニホンジカ		(吉)1、2 (103.86)
	美馬市	ニホンジカ	128～132、139	631.75
	三好市	ニホンジカ	1～82、125～127、149～152	(東)4 (三1)7、8 (三2)1～3 (三3)5～8 (415.51) 9,244.28
	佐那河内村	ニホンジカ		(横)2 (7.30)
	神山町	ニホンジカ	91～94	419.71
	つるぎ町	ニホンジカ	83～90、118～124	1,498.38
	東みよし町	ニホンジカ		(東)6、7 (114.42)

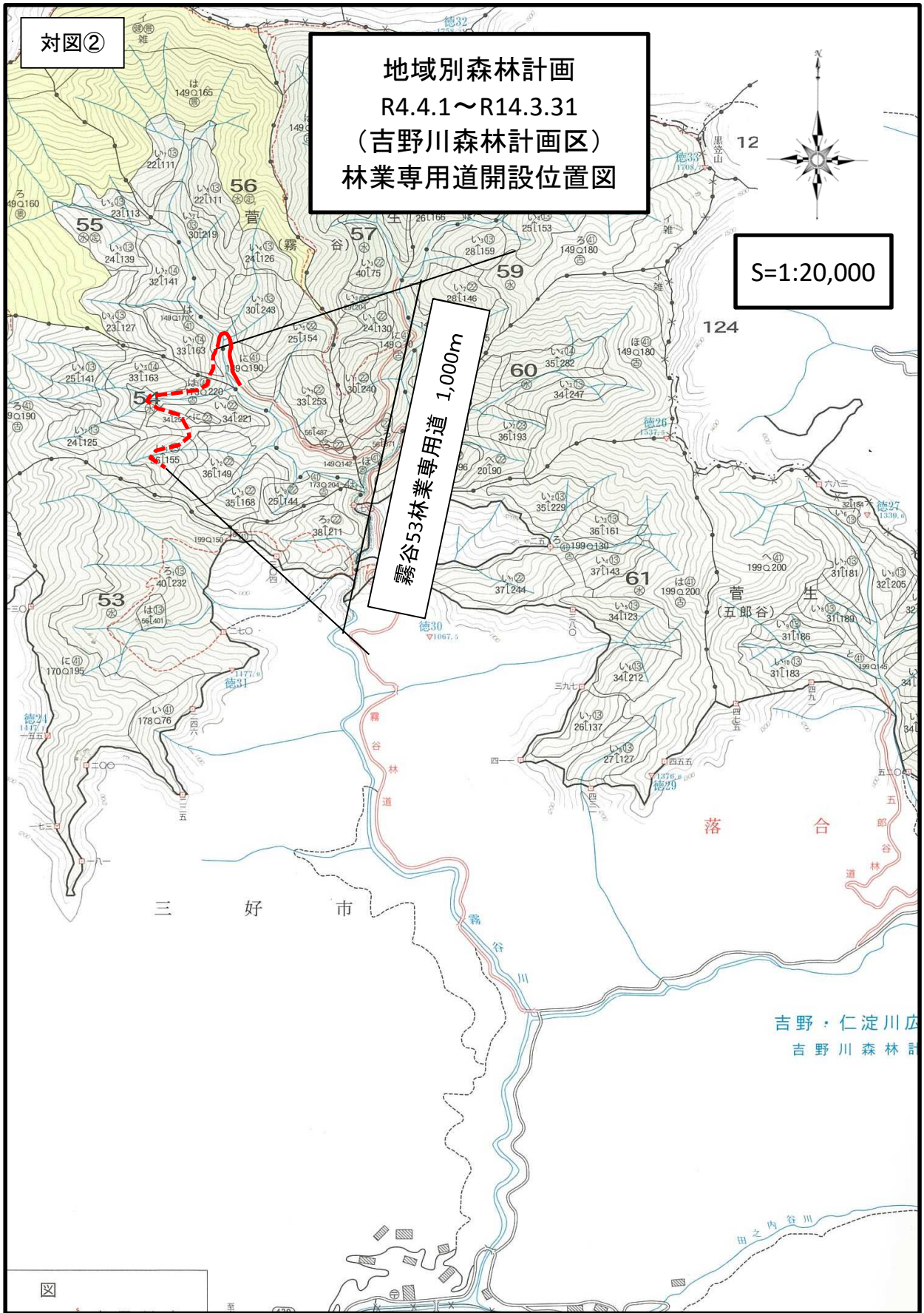
- (注) 1 区域は、林班により表示する。
 2 区域欄の（ ）は、官行造林の契約相手の略称を示す。
 3 面積欄の（ ）は、官行造林で内書とする。

対図②

地域別森林計画
R4.4.1～R14.3.31
(吉野川森林計画区)
林業専用道開設位置図

S=1:20,000

霧谷53林業専用道 1,000m



吉野・仁淀川広
吉野川森林計

(附) 参 考 资 料

目 次

1 森林計画区の概況	1
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1
(2) 地況	2
(3) 土地利用の現況	3
(4) 産業別生産額	4
(5) 産業別就業者数	5
2 森林の現況	6
(1) 齢級別森林資源表	7
(2) 制限林普通林別森林資源表	12
(3) 市町村別森林資源表	13
(4) 制限林の種類別面積	15
(5) 樹種別材積表	17
(6) 荒廃地等の面積	17
(7) 森林の被害	18
(8) 防火線等の整備状況	18
3 林業の動向	19
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	19
(2) 林業事業者等の現況	20
(3) 林業労働力の概況	21
(4) 林業機械化の概況	22
(5) 作業路網等の整備の概況	22
4 前期計画の実行状況	23
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	23
(2) 間伐面積	23
(3) 人工造林・天然更新別面積	23
(4) 林道の開設及び拡張の数量	23
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	23
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	24
(1) 森林より森林以外への異動	24
(2) 森林以外より森林への異動	24
6 森林資源の推移	25
(1) 分期別伐採立木材積等	25
(2) 分期別期首資源表	26

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha、比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	264,749	186,602	12,840	173,762	71	
市 町 村 別 内 訳	徳島市	19,139	5,045	23	5,022	26
	鳴門市	13,566	7,085	5	7,080	52
	小松島市	4,537	657	3	654	15
	勝浦町	6,983	4,730	-	4,730	68
	上勝町	10,963	9,691	2	9,689	89
	佐那河内村	4,228	2,899	7	2,892	69
	石井町	2,885	314	3	311	11
	神山町	17,330	14,899	428	14,471	86
	松茂町	1,424	4	-	4	0
	北島町	874	-	-	-	0
	藍住町	1,627	-	-	-	0
	板野町	3,622	1,656	-	1,656	46
	上板町	3,458	1,214	1	1,213	35
	阿波市	19,111	10,048	130	9,918	53
	吉野川市	14,414	8,239	105	8,134	57
	美馬市	36,714	29,018	724	28,295	79
つるぎ町	19,484	16,727	1,758	14,970	86	
三好市	72,142	64,667	9,524	55,143	90	
東みよし町	12,248	9,707	128	9,579	79	

- 注 1 区域面積は、「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）」による。
 2 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。
 3 国有林は、林野庁所管の国有林以外に他省庁所管分を含んでいる。
 4 民有林面積は、地域森林計画の対象森林（森林法第5条第1項）に含まれていない河川堤や畦畔等に付随する立木のある豆粒状（0.3ha以下）の森林及び境内地等を含めた全森林面積である。

(2) 地況

ア 気候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最高積雪量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
徳島	36.9	-1.6	17.2	1,632	4	西北西	
穴吹	36.7	-3.5	15.4	1,527	-	西南西	
池田	35.9	-4.6	14.6	1,675	-	西	
京上	34.2	-7.5	12.8	2,611	-	北西	

(注) 気象庁データ (2016 から 2020 年の平均値) による。

イ 地勢

本計画区の地勢は、吉野川北岸に沿って東西に連なる讃岐山脈で北は香川県と接し、東は紀伊水道、西は県境により愛媛、高知両県と接し、南は本県最高峰、剣山よりほぼ東西に伸びる諸連峰により那賀・海部川計画区と接している。

計画区の北部を吉野川が、また南部を勝浦川が東流し、下流に平野部を形成しており、それ以外の地域は、多くが山地となっている。

この計画区の主な山岳をみると、南部は剣山 (1,955m)、三嶺 (1,894m)、一の森 (1,879m)、天神丸 (1,632m)、高城山 (1,628m) 等標高 1,500m を超える山岳が連なり、急峻な山岳地帯を形成しており、これらを源として祖谷川、半田川、貞光川、穴吹川、川田川がそれぞれほぼ北に流れて吉野川に注いでいる。

また、北部は竜王山 (1,060m)、大滝山 (946m) 等を主峰として讃岐山脈を形成しており、山麓には扇状地が発達している。主要河川として曾江谷川、日開谷川、宮川内谷川のほかにいくつかの小河川があり、いずれも南に流れて吉野川に流入している。

ウ 地質、土壌等

本計画区の地質は、地帯構造上、中央構造線及びみかぶ線により、北から和泉帯、三浪川帯、秩父帯に分けられ、和泉帯は砂岩及び泥岩を主とする中生界和泉層群、また三波帯は中生代に変成作用を受けた緑色片岩、石英片岩、黒色片岩、泥質片岩等を主とする三波川変成岩類及びみかぶ緑色岩類よりなる。秩父帯は、泥岩及び砂岩を主とする古生界剣山層群よりなる。和泉帯では、中央構造線に並行又は斜光する断層による崩壊が著しい。

また三波川帯・みかぶ帯では、断層運動により岩盤が破碎され、地すべりが発生しやすい地質構造となっている。

森林土壌については、吉野川北岸地域では乾性褐色森林土壌 (BB) が分布し、一方、吉野川南岸地域では、地味肥沃で林木の育成に適した適潤性褐色森林土壌 (BD) が広く分布している。また、阿讃山系の一部には土地生産力の低い黄色土壌が分布し、鮎喰川及び勝浦川の下流域には赤色土壌がみられる。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	264,749	186,602	13,815	8,696	5,119	64,332	12,490	
市 町 村 別 内 訳	徳島市	19,139	5,045	2,199	1,315	884	11,895	3,414
	鳴門市	13,566	7,085	1,465	635	830	5,016	1,247
	小松島市	4,537	657	1,186	1,086	100	2,694	758
	勝浦町	6,983	4,730	390	77	313	1,863	99
	上勝町	10,963	9,691	124	28	96	1,148	41
	佐那河内村	4,228	2,899	182	51	131	1,147	43
	石井町	2,885	314	763	518	245	1,808	500
	神山町	17,330	14,899	255	51	204	2,176	140
	松茂町	1,424	4	297	1	296	1,123	295
	北島町	874	-	137	101	36	737	378
	藍住町	1,627	-	515	333	182	1,112	536
	板野町	3,622	1,656	560	349	211	1,406	417
	上板町	3,458	1,214	561	457	104	1,683	312
	阿波市	19,111	10,048	2,611	2,222	389	6,452	1,166
	吉野川市	14,414	8,239	867	524	343	5,308	1,052
	美馬市	36,714	29,018	833	560	273	6,863	865
つるぎ町	19,484	16,727	165	27	138	2,592	273	
三好市	72,142	64,667	338	135	203	7,137	650	
東みよし町	12,248	9,707	367	226	141	2,174	304	

(注) 1 土地総数は、「令和3年全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」による。

2 森林は、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて」に基づく調査結果による。

3 農地は、「2015年農林業センサス」の経営耕地(畑には樹園地を含む)による。

4 宅地は、「令和2年度市町村税務統計書(県市町村課)」による。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第一次産業	第二次産業	第三次産業	
総 数	2,634,842	51,160	850,409	1,714,834	
市 町 村 別 内 訳	徳島市	1,215,575	9,355	303,953	893,760
	鳴門市	295,060	5,981	157,944	129,070
	小松島市	120,288	4,330	28,224	86,892
	吉野川市	110,296	2,589	23,529	83,406
	阿波市	89,483	7,213	25,125	56,519
	美馬市	96,482	2,663	28,822	64,322
	三好市	88,188	2,359	21,662	63,550
	勝浦町	14,797	1,711	3,849	9,133
	上勝町	5,854	914	1,542	3,357
	佐那河内村	5,127	1,257	578	3,256
	石井町	68,784	2,254	16,073	49,975
	神山町	13,955	2,355	2,479	9,024
	松茂町	104,262	1,213	50,911	51,409
	北島町	85,838	516	32,279	52,443
	藍住町	97,902	1,497	32,946	62,774
	板野町	128,902	1,328	95,844	30,828
	上板町	27,256	1,625	4,892	20,548
つるぎ町	32,982	827	12,929	18,995	
東みよし町	33,811	1,173	6,828	25,573	

(注) 1 「平成30年度市町村内総生産（県統計データ課）」による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分	総 数	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	
総 数	297,116	22,734	67,109	186,580	10,373	
市 町 村 別 内 訳	徳島市	116,767	4,248	21,836	84,025	6,658
	鳴門市	26,748	2,647	6,600	16,728	773
	小松島市	17,962	1,461	4,127	11,961	413
	吉野川市	18,245	1,259	4,503	1,795	668
	阿波市	17,637	3,416	4,458	9,573	190
	美馬市	13,039	1,253	3,736	7,943	107
	三好市	11,589	797	2,917	7,553	322
	勝浦町	2,788	773	613	1,393	9
	上勝町	835	389	117	28	1
	佐那河内村	1,348	542	246	552	8
	石井町	11,575	1,106	2,526	7,779	164
	神山町	2,667	860	491	1,309	7
	松茂町	7,286	628	1,956	4,605	97
	北島町	10,388	259	2,809	6,961	359
	藍住町	16,175	744	4,432	10,758	241
	板野町	5,932	644	1,487	3,668	133
	上板町	5,377	778	1,282	3,197	120
	つるぎ町	3,733	338	1,129	2,245	21
東みよし町	7,025	592	1,844	4,507	82	

(注) 1 「平成 27 年国勢調査」による。

2 森林の現況

(1) 齡級別森林資源表

森林計画区： 116 吉野川

(樹立時DB)

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		総数			1 齡級			2 齡級			3 齡級			4 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		12,677.84	2,308	32	15.06			4.38							2.04		
立木地	総数	総数	10,991.31	2,308	32	15.06			4.38						2.04		
		針	4,321.40	1,371	27	7.75			3.93						1.92		
		広	6,669.91	937	5	7.31			0.45						0.12		
	育成林	総数	4,345.71	1,443	29	15.06			4.38						2.04		
		針	3,481.89	1,235	27	7.75			3.93						1.92		
		広	863.82	208	3	7.31			0.45						0.12		
	育成林	総数	4,339.01	1,440	29	11.65			4.38						2.04		
		針	3,476.18	1,232	27	5.33			3.93						1.92		
		広	862.83	208	3	6.32			0.45						0.12		
	育成林	総数	(6.70)														
		針	6.70	3		3.41											
		広	5.71	3		2.42											
	天然林	総数	総数	6,645.60	865	3											
			針	839.51	136	1											
			広	5,806.09	729	2											
育成林		総数															
		針															
		広															
育成林		総数	102.46	23	1												
		針	36.51	14													
		広	65.95	9													
天然生		総数	6,543.14	842	2												
		針	803.00	122													
		広	5,740.14	720	2												
竹林																	
無立木地		1,686.53															

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(1) 齡級別森林資源表

森林計画区： 116 吉野川

(樹立時DB)

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
立木地	総数	総数	24.96	3	79.40	11	1	188.63	40	2	279.56	79	3	281.00	74	2	
		針	21.82	3	56.82	8	1	127.88	32	2	209.59	68	3	235.51	68	2	
		広	3.14		22.58	3		60.75	8		69.97	12		45.49	7		
	人工林	総数	総数	21.54	3	69.13	10	1	146.39	35	2	260.03	76	3	279.69	74	2
			針	20.44	3	55.62	8	1	122.58	31	2	206.78	67	3	235.28	67	2
			広	1.10		13.51	2		23.81	4		53.25	8		44.41	6	
		育成 単層林	総数	21.54	3	67.44	10	1	144.79	34	2	260.03	76	3	279.69	74	2
			針	20.44	3	53.93	7	1	120.98	31	2	206.78	67	3	235.28	67	2
			広	1.10		13.51	2		23.81	4		53.25	8		44.41	6	
		育成 複層林	総数			1.69			1.60								
			針			1.69			1.60								
			広														
	天然林	総数	総数	3.42		10.27	1		42.24	5		19.53	4		1.31		
			針	1.38		1.20			5.30	1		2.81	1		0.23		
			広	2.04		9.07	1		36.94	4		16.72	3		1.08		
		育成 単層林	総数														
			針														
			広														
		育成 複層林	総数	2.76					9.64	1		10.19	3				
			針	1.38					3.40	1		2.04	1				
			広	1.38					6.24	1		8.15	2				
	天然 生	総数	0.66		10.27	1		32.60	4		9.34	1		1.31			
		針			1.20			1.90			0.77			0.23			
広		0.66		9.07	1		30.70	3		8.57	1		1.08				
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(1) 齡級別森林資源表

森林計画区： 116 吉野川

(樹立時DB)

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級					
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数		694.77	157	4	1,548.09	361	7	1,066.67	297	5	921.15	338	5	350.44	144	2			
立木地	総数	総数	694.77	157	4	1,548.09	361	7	1,066.67	297	5	921.15	338	5	350.44	144	2		
		針	403.82	119	3	703.92	252	6	629.50	235	4	713.47	299	5	322.22	138	2		
		広	290.95	38	1	844.17	109	1	437.17	62	1	207.68	39		28.22	6			
	人工林	総数	総数	507.07	134	3	979.98	322	6	803.51	282	5	791.14	328	5	339.95	143	2	
			針	380.10	109	3	690.43	247	5	625.90	234	4	708.02	298	5	321.36	138	2	
			広	126.97	25		289.55	75	1	177.61	47	1	83.12	30		18.59	5		
		育成	単層林	総数	507.07	134	3	979.98	322	6	803.51	282	5	791.14	328	5	339.95	141	2
			針	380.10	109	3	690.43	247	5	625.90	234	4	708.02	298	5	321.36	136	2	
			広	126.97	25		289.55	75	1	177.61	47	1	83.12	30		18.59	5		
	育成	複層林	総数												(5.10)				
		針														2			
		広														2			
	天然林	総数	総数	187.70	23		568.11	39	1	263.16	15		130.01	10		10.49	1		
			針	23.72	10		13.49	5		3.60			5.45	1		0.86			
			広	163.98	13		554.62	35		259.56	15		124.56	9		9.63	1		
育成		単層林	総数																
		針																	
		広																	
育成		複層林	総数	39.70	8		33.53	10		4.41	1								
		針	17.56	8		10.08	4		1.54										
		広	22.14			23.45	5		2.87										
天然生		総数	148.00	14		534.58	30		258.75	15		130.01	10		10.49	1			
		針	6.16	2		3.41			2.06			5.45	1		0.86				
		広	141.84	13		531.17	29		256.69	14		124.56	9		9.63	1			
竹林																			
無立木地																			

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(1) 齡級別森林資源表

森林計画区： 116 吉野川

(樹立時DB)

単位：面積：ha, 材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
立木地	総数	総数	78.66	22		38.57	4		24.48	7		28.20	6		107.71	7		
		針	46.18	18		11.17	1		19.84	6		13.23	4		23.20	2		
		広	32.48	4		27.40	2		4.64	1		14.97	1		84.51	6		
	人工林	総数	総数	65.13	20		10.66	1		18.78	6		14.42	5				
			針	45.74	18		10.66	1		18.08	6		10.89	4				
			広	19.39	2					0.70			3.53	1				
		育成 単層林	総数	65.13	20		10.66	1		18.78	6		14.42	5				
			針	45.74	18		10.66	1		18.08	5		10.89	4				
			広	19.39	2					0.70			3.53	1				
		育成 複層林	総数							(1.60)								
			針															
			広															
	総数		13.53	2		27.91	2		5.70	1		13.78	1		107.71	7		
	針		0.44			0.51			1.76	1		2.34			23.20	2		
	広		13.09	2		27.40	2		3.94	1		11.44	1		84.51	6		
	天然林	育成 単層林	総数															
			針															
			広															
		育成 複層林	総数				1.27	1					0.96					
			針				0.51											
広						0.76						0.96						
天然 生		総数	13.53	2		26.64	2		5.70	1		12.82	1		107.71	7		
		針	0.44						1.76	1		2.34			23.20	2		
		広	13.09	2		26.64	2		3.94	1		10.48	1		84.51	6		
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(1) 齡級別森林資源表

森林計画区： 116 吉野川

(樹立時DB)

単位：面積：ha，材積：立木は1,000m³ 立竹は1,000束 成長量：1,000m³

区分		20 齡級			21 齡級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		152.76	21		5,104.78	736	1	
立木地	総数	総数	152.76	21	5,104.78	736	1	
		針	24.50	3	745.13	115		
		広	128.26	18	4,359.65	621	1	
	人工林	総数	総数	16.81	4			
			針	16.41	2			
			広	0.40	1			
	育成林	単層林	総数	16.81	4			
			針	16.41	2			
			広	0.40	1			
	育成林	複層林	総数					
			針					
			広					
	天然林	総数	総数	135.95	17	5,104.78	736	1
			針	8.09	1	745.13	115	
			広	127.86	16	4,359.65	621	1
育成林		単層林	総数					
			針					
			広					
育成林		複層林	総数					
			針					
			広					
天然生	林	総数	135.95	17	5,104.78	736	1	
		針	8.09	1	745.13	115		
		広	127.86	16	4,359.65	621	1	
竹林								
無立木地								

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

(樹立時DB)

森林計画区：116 吉野川

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

区分			立木地						無立木地等					計			
			人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地		林地以外の 土 地	計	
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林									計
制限林	面積	針	3,304.14	5.71	3,309.85	36.51	803.00	839.51		4,149.36							
		広	846.67	0.99	847.66	65.95	5,740.14	5,806.09		6,653.75							
		計	4,150.81	6.70	4,157.51	102.46	6,543.14	6,645.60		10,803.11	10.05			1,630.97	1,641.02	12,444.13	
	材積	針	1,164,722	2,903	1,167,625	14,117	121,895	136,012		1,303,637							1,303,637
		広	201,991		201,991	9,234	719,983	729,217		931,208							931,208
		計	1,366,713	2,903	1,369,616	23,351	841,878	865,229		2,234,845							2,234,845
	成長量	針	25,675.3	69.4	25,744.7	383.0	209.2	592.2		26,336.9							26,336.9
		広	2,732.7		2,732.7	167.7	1,781.8	1,949.5		4,682.2							4,682.2
		計	28,408.0	69.4	28,477.4	550.7	1,991.0	2,541.7		31,019.1							31,019.1
普通林	面積	針	172.04		172.04					172.04							
		広	16.16		16.16					16.16							
		計	188.20		188.20					188.20				45.51	45.51	233.71	
	材積	針	66,988		66,988					66,988							66,988
		広	6,170		6,170					6,170							6,170
		計	73,158		73,158					73,158							73,158
	成長量	針	964.1		964.1					964.1							964.1
		広	52.3		52.3					52.3							52.3
		計	1,016.4		1,016.4					1,016.4							1,016.4
計	面積	針	3,476.18	5.71	3,481.89	36.51	803.00	839.51		4,321.40							
		広	862.83	0.99	863.82	65.95	5,740.14	5,806.09		6,669.91							
		計	4,339.01	6.70	4,345.71	102.46	6,543.14	6,645.60		10,991.31	10.05			1,676.48	1,686.53	12,677.84	
	材積	針	1,231,710	2,903	1,234,613	14,117	121,895	136,012		1,370,625							1,370,625
		広	208,161		208,161	9,234	719,983	729,217		937,378							937,378
		計	1,439,871	2,903	1,442,774	23,351	841,878	865,229		2,308,003							2,308,003
	成長量	針	26,639.4	69.4	26,708.8	383.0	209.2	592.2		27,301.0							27,301.0
		広	2,785.0		2,785.0	167.7	1,781.8	1,949.5		4,734.5							4,734.5
		計	29,424.4	69.4	29,493.8	550.7	1,991.0	2,541.7		32,035.5							32,035.5

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(樹立時DB)

森林計画区：116 吉野川

(面積：h a、材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地							無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 種 予定地		林地以外の 土 地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
徳島市	面積	針	20.70		20.70					20.70								
		広																
		計	20.70		20.70					20.70				0.43	0.43		21.13	
	材積	針	8,044		8,044					8,044								8,044
		広																
		計	8,044		8,044					8,044								8,044
成長量	針	120.4		120.4					120.4								120.4	
	広																	
	計	120.4		120.4					120.4								120.4	
吉野川市	面積	針	72.48		72.48					72.48								
		広	11.76		11.76					11.76								
		計	84.24		84.24					84.24				19.62	19.62		103.86	
	材積	針	28,665		28,665					28,665								28,665
		広	4,737		4,737					4,737								4,737
		計	33,402		33,402					33,402								33,402
成長量	針	444.6		444.6					444.6								444.6	
	広	40.8		40.8					40.8								40.8	
	計	485.4		485.4					485.4								485.4	
阿波市	面積	針	95.04		95.04			3.13	3.13	98.17								
		広	17.80		17.80			6.93	6.93	24.73								
		計	112.84		112.84			10.06	10.06	122.90				4.06	4.06		126.96	
	材積	針	31,062		31,062			369	369	31,431								31,431
		広	6,380		6,380			584	584	6,964								6,964
		計	37,442		37,442			953	953	38,395								38,395
成長量	針	440.8		440.8			0.7	0.7	441.5								441.5	
	広	51.1		51.1			1.0	1.0	52.1								52.1	
	計	491.9		491.9			1.7	1.7	493.6								493.6	
美馬市	面積	針	85.80		85.80	0.51	69.86	70.37	156.17									
		広	4.68		4.68	0.76	521.25	522.01	526.69									
		計	90.48		90.48	1.27	591.11	592.38	682.86					22.39	22.39		705.25	
	材積	針	29,311		29,311		212	10,212	10,424	39,735								39,735
		広	1,581		1,581	318	63,864	64,182	65,763									65,763
		計	30,892		30,892	530	74,076	74,606	105,498									105,498
成長量	針	484.7		484.7		2.1	28.6	30.7	515.4								515.4	
	広	16.3		16.3		2.5	194.1	196.6	212.9								212.9	
	計	501.0		501.0		4.6	222.7	227.3	728.3								728.3	
三好市	面積	針	2,644.94	5.71	2,650.65		31.96	604.06	636.02	3,286.67								
		広	637.25	0.99	638.24		54.06	4,066.83	4,120.89	4,759.13								
		計	3,282.19	6.70	3,288.89		86.02	4,670.89	4,756.91	8,045.80	10.05			1,371.66	1,381.71		9,427.51	
	材積	針	931,617	2,903	934,520		13,042	95,826	108,868	1,043,388								1,043,388
		広	150,683		150,683		6,363	526,863	533,226	683,909								683,909
		計	1,082,300	2,903	1,085,203		19,405	622,689	642,094	1,727,297								1,727,297
成長量	針	20,901.9	69.4	20,971.3		341.1	129.4	470.5	21,441.8								21,441.8	
	広	2,030.6		2,030.6		86.6	1,194.0	1,280.6	3,311.2								3,311.2	
	計	22,932.5	69.4	23,001.9		427.7	1,323.4	1,751.1	24,753.0								24,753.0	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(3) 市町村別森林資源表

(樹立時DB)

森林計画区：116 吉野川

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地							無立木地等					計					
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 種 予定地		林地以外の 土 地	計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計											
佐那河内村	面積	針	6.22		6.22					6.22									
		広	0.40		0.40					0.40									
		計	6.62		6.62					6.62					0.68	0.68		7.30	
	材積	針	871		871					871									871
		広	133		133					133									133
		計	1,004		1,004					1,004									1,004
	成長量	針	12.6		12.6					12.6									12.6
		広	1.1		1.1					1.1									1.1
		計	13.7		13.7					13.7									13.7
神山町	面積	針	98.93		98.93			47.32	47.32		146.25								
		広	20.11		20.11			235.96	235.96		256.07								
		計	119.04		119.04			283.28	283.28		402.32				17.39	17.39		419.71	
	材積	針	36,090		36,090			6,384	6,384		42,474								42,474
		広	6,529		6,529			31,667	31,667		38,196								38,196
		計	42,619		42,619			38,051	38,051		80,670								80,670
	成長量	針	934.3		934.3			14.2	14.2		948.5								948.5
		広	120.6		120.6			75.0	75.0		195.6								195.6
		計	1,054.9		1,054.9			89.2	89.2		1,144.1								1,144.1
つるぎ町	面積	針	357.87		357.87			4.04	78.63	82.67	440.54								
		広	166.93		166.93			11.13	909.17	920.30	1,087.23								
		計	524.80		524.80			15.17	987.80	1,002.97	1,527.77				223.93	223.93		1,751.70	
	材積	針	123,185		123,185			863	9,104	9,967	133,152								133,152
		広	37,102		37,102			2,553	97,005	99,558	136,660								136,660
		計	160,287		160,287			3,416	106,109	109,525	269,812								269,812
	成長量	針	2,700.5		2,700.5			39.8	36.3	76.1	2,776.6								2,776.6
		広	515.6		515.6			78.6	317.7	396.3	911.9								911.9
		計	3,216.1		3,216.1			118.4	354.0	472.4	3,688.5								3,688.5
東みよし町	面積	針	94.20		94.20						94.20								
		広	3.90		3.90						3.90								
		計	98.10		98.10						98.10				16.32	16.32		114.42	
	材積	針	42,865		42,865						42,865								42,865
		広	1,016		1,016						1,016								1,016
		計	43,881		43,881						43,881								43,881
	成長量	針	599.6		599.6						599.6								599.6
		広	8.9		8.9						8.9								8.9
		計	608.5		608.5						608.5								608.5
森林計画計	面積	針	3,476.18	5.71	3,481.89			36.51	803.00	839.51	4,321.40								
		広	862.83	0.99	863.82			65.95	5,740.14	5,806.09	6,669.91								
		計	4,339.01	6.70	4,345.71			102.46	6,543.14	6,645.60	10,991.31	10.05			1,676.48	1,686.53		12,677.84	
	材積	針	1,231,710	2,903	1,234,613			14,117	121,895	136,012	1,370,625								1,370,625
		広	208,161		208,161			9,234	719,983	729,217	937,378								937,378
		計	1,439,871	2,903	1,442,774			23,351	841,878	865,229	2,308,003								2,308,003
	成長量	針	26,639.4	69.4	26,708.8			383.0	209.2	592.2	27,301.0								27,301.0
		広	2,785.0		2,785.0			167.7	1,781.8	1,949.5	4,734.5								4,734.5
		計	29,424.4	69.4	29,493.8			550.7	1,991.0	2,541.7	32,035.5								32,035.5

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

(樹立時D B)
令和4年3月28日 1頁
(単位 : ha)

森林計画区 : 116 吉野川

区分	市町村									
	阿波市	美馬市	三好市	佐那河内村	神山町	つるぎ町				
保安林	水源かん養保安林	90.20	629.59	9,159.75	7.30	415.59				1,745.24
	土砂流出防備保安林		72.85	196.54						
	土砂崩壊防備保安林									
	飛砂防備保安林									
	防風保安林									
	水害防備保安林									
	潮害防備保安林									
	干害防備保安林									
	防雪保安林									
	防霧保安林									
	なだれ防止保安林									
	落石防止保安林									
	防火保安林									
	魚つき保安林									
	航行目標保安林									
保健保安林		(83.02)	(2,472.82)		(101.62)	(426.24)				
風致保安林										
計	90.20	(83.02)	702.44	(2,472.82)	9,356.29	7.30	(101.62)	415.59	(426.24)	1,745.24
保安施設地区										
砂防指定地										
国立公園	特別保護地区									
	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
計										
国定公園	特別保護地区									
	第一種特別地域			(465.25)					(117.60)	2.60
	第二種特別地域		(55.38)	0.08	(1,292.66)					
	第三種特別地域		(126.56)	2.10	(2,831.64)	4.15			(787.60)	3.72
	地種区分未定地域									
計		(181.94)	2.18	(4,589.55)	4.15			(905.20)	6.32	
都道府県立自然公園	第一種特別地域									
	第二種特別地域									
	第三種特別地域									
	地種区分未定地域									
計										
原生自然環境保全地域										
自然環境保全地域特別地区										
都道府県自然環境保全地域特別地区										
鳥獣保護区特別保護地区				(619.60)					(159.86)	
緑地保全地区										
風致地区										
特別母樹林										
史跡名勝天然記念物				(355.28)						
種の保存法による管理地区										
その他										
合計	90.20	(264.96)	704.62	(8,037.25)	9,360.44	7.30	(101.62)	415.59	(1,491.30)	1,751.56

(4) 制限林の種類別面積

(樹立時D B)
令和4年3月28日 2頁
(単位 : ha)

森林計画区 : 116 吉野川

区分	東みよし町		合計		市町村								
保安林	水源かん養保安林		114.42		12,162.09								
	土砂流出防備保安林				269.39								
	土砂崩壊防備保安林												
	飛砂防備保安林												
	防風保安林												
	水害防備保安林												
	潮害防備保安林												
	干害防備保安林												
	防雪保安林												
	防霧保安林												
	なだれ防止保安林												
	落石防止保安林												
	防火保安林												
	魚つき保安林												
	航行目標保安林												
保健保安林				(3,083.70)									
風致保安林													
計		114.42	(3,083.70)		12,431.48								
保安施設地区													
砂防指定地													
国立公園	特別保護地区												
	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
計													
国定公園	特別保護地区												
	第一種特別地域				(582.85)	2.60							
	第二種特別地域				(1,348.04)	0.08							
	第三種特別地域	(51.83)			(3,797.63)	9.97							
	地種区分未定地域												
計	(51.83)			(5,728.52)	12.65								
都道府県立自然公園	第一種特別地域												
	第二種特別地域												
	第三種特別地域												
	地種区分未定地域												
計													
原生自然環境保全地域													
自然環境保全地域特別地区													
都道府県自然環境保全地域特別地区													
鳥獣保護区特別保護地区				(779.46)									
緑地保全地区													
風致地区													
特別母樹林													
史跡名勝天然記念物				(355.28)									
種の保存法による管理地区													
その他													
合計	(51.83)	114.42	(9,946.96)		12,444.13								

(5) 樹種別材積表

単位 材積：m³

林種／樹種	総数	スギ	ヒノキ	カラマツ	アカマツ	クロマツ
総数	2,308,003	967,981	283,498	1,393	1,765	-
人工林	1,442,774	954,197	278,460	1,393	563	-
天然林	865,229	13,784	5,038	-	1,202	-

モミ	ツガ類	他針葉樹	針葉樹計	ブナ	クリ	クヌギ
44,674	71,314	-	1,370,625	167,428	12	-
-	-	-	1,234,613	-	12	-
44,674	71,314	-	136,012	167,428	-	-

ナラ類	カンバ類	カエデ類	その他広	広葉樹計
51,768	67,848	63,561	586,761	937,378
-	-	-	208,149	208,161
51,768	67,848	63,561	378,612	729,217

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区分		荒廃地	荒廃危険地
総数		28.84	23.24
内 訳	美馬市	1.25	0.62
	三好市	24.45	21.45
	神山町	1.54	0.12
	つるぎ町	1.60	1.05

(注) 治山流域別調査報告書 第9表荒廃状況総括表による。

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	風水害			獣害			その他		
	H30	R元	R2	H30	R元	R2	H30	R元	R2
年 度									
総 数			2.63						
三好市			2.63						

(注) 1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等の被害の顕著なものにつき、過去3ヵ年分を記載する。
2 被害面積は実損面積とする。

(8) 防火線等の整備状況
該当なし。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 森林組合等の構成

単位 員数：人、金額：千円、面積：ha

区分	組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
総数	5組合	20,628	3	267,743	132,343		
森林組合	徳島市	徳島中央森林組合	4,521	1	93,275	30,906	
	吉野川市	徳島北部森林組合	2,810	-	26,868	14,502	
	美馬市	美馬森林組合	5,385	1	47,044	35,564	
	三好市	三好東部森林組合	3,557	-	31,830	14,157	
		三好西部森林組合	4,355	1	68,726	37,214	
生産森林組合	総数	1組合	124	-	8,150	443	
	三好市	川崎生産森林組合	124	-	8,150	443	現物出資所有

イ 事業内容及び活動状況等

森林組合

単位 金額：千円

種別	指導	販売		森林整備		合計	
		販売他	林産	購買	利用		
組合名	1,065	9,849	50,483	2,214	564,830	628,441	
内訳	徳島中央森林組合	1,176	8,379	-	961	141,155	151,671
	徳島北部森林組合	1,086	-	4,466	71	65,368	70,991
	美馬森林組合	-	530	7,138	589	73,214	81,471
	三好東部森林組合	881	40	23,362	390	40,484	65,157
	三好西部森林組合	-2,078	900	15,517	203	244,609	259,151

(注) 1 「令和元年度森林組合統計（令和2年3月31日現在、県スマート林業課）」による。
2 組合員数は、正組合員と准組合員との合計である。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	林業事業体	素材市売現場	木材・木製品製造業※1	備考
総 数	39	4	47	
市 町 村 別 内 訳	徳島市	7	-	24
	小松島市	-	1	2
	吉野川市	2	-	3
	阿波市	-	-	2
	美馬市	5	-	1
	三好市	17	-	6
	勝浦町	-	-	2
	上勝町	3	1	-
	石井町	-	-	2
	神山町	2	1	1
	北島町	-	-	2
	つるぎ町	2	-	-
	東みよし町	1	1	2

(注) 1 スマート林業課調べ

2 平成30年工業統計調査『徳島県の工業』による

3 ※1 木製品製造業（家具を除く。）

(3) 林業労働力の概況

単位：人、%

区 分	林業就業者数				平成27年/ 12年	
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
総 数	489	382	511	518	105.9	
市 町 村 別 内 訳	徳島市	57	59	74	85	149.1
	鳴門市	1	2	2	7	700.0
	小松島市	8	1	10	9	112.5
	吉野川市	50	31	37	26	52.0
	阿波市	28	9	22	24	85.7
	美馬市	82	78	86	79	96.3
	三好市	136	85	128	142	104.4
	勝浦町	6	7	7	7	116.7
	上勝町	17	22	29	17	100.0
	佐那河内村	1	5	2	1	100.0
	石井町	3	1	10	12	400.0
	神山町	24	19	21	17	70.8
	松茂町	-	1	1	2	-
	北島町	2	1	-	2	100.0
	藍住町	-	3	5	2	-
	板野町	-	-	1	1	-
	上板町	-	-	1	-	-
	つるぎ町	45	37	32	35	77.8
	東みよし町	29	21	43	50	172.4
	県計	846	604	837	822	97.2

(注) 国勢調査による

(4) 林業機械化の概況

高性能林業機械の導入状況

単位：台

区分	フェラ ーパン チャ	ハーベ スタ	グラッ プルソ ー	プロセ ッサ	スキッ ダ	フォワ ーダ	タワー ヤーダ	スイン グヤー ダ	その他の 高性能 林業機械
総数	-	25	-	35	-	48	3	34	-
徳島市	-	1	-	4	-	4	2	1	-
神山町	-	-	-	5	-	4	-	6	-
吉野川市	-	-	-	3	-	3	-	3	-
美馬市	-	1	-	7	-	2	1	5	-
つるぎ町	-	-	-	3	-	1	-	1	-
三好市	-	23	-	13	-	34	-	18	-
県計	-	36	-	67	-	67	3	55	-

(注) 県スマート林業課調査による。(令和3年3月31日時点)

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林林道開設の推移

単位 延長：km

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
林道	0.3474	0.200	0	0.1200	0.2596

(注) 令和3年度は見込量による。

イ 国有林林道の現況 単位 路線数：本、延長：km

区分	路線数	延長
林道	15	57

(注) 四国森林管理局林道現況表(令和3年3月31日現在)による。

ウ 国有林作業道開設の推移

単位 路線数：本、延長：km

区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
路線数	4	4	3	2	1
延長	15.122	6.041	22.174	8.709	5.990

(注) 令和3年度は見込量による。

エ 国有林森林作業道の現況 単位 延長：km

区分	延長
森林作業道	100.361

(注) 四国森林管理局作業道台帳集計(令和3年3月31日現在)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積 単位 材積：1,000 m³、実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	212.8	107.0	319.8	2.519	59.420	61.939	1.2	55.5	19.4
針葉樹	210.1	107.0	317.1	2.218	59.076	61.294	1.1	55.2	19.3
広葉樹	2.7	-	2.7	0.301	0.344	0.645	1.1	-	23.9

(注) 1 前計画の前半5ヶ年分に対応する計画量と実行量とする。

2 本計画の樹立年度の実行量については見込量とする。

(2) 間伐面積 単位 面積：ha、実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,007	384	38

(注) (1) の (注) に同じ。

(3) 人工造林・天然更新別面積 単位 面積：ha、実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
169	9.93	6	115	6.22	5	54	3.71	7

(注) (1) の (注) に同じ。

(4) 林道の開設及び拡張の数量 単位 延長：km、実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基幹路網	6.40	0.927	14	14	12	86
うち林業専用道	6.40	0.927	14	-	12	-

(注) (1) の (注) に同じ。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養	-	-	-	-	0.0812	-

(注) (1) の (注) に同じ。

イ 保安施設地区の面積

該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所、実行歩合：%

種 類	治 山 事 業 施 行 地 区 数		
	計 画	実 行	実 行 歩 合
溪間工	10	5	50
山腹工	10	3	30
保安林の整備	27	14	52
計	17	12	71

- (注) 1 前計画の前半5カ年分に対応する計画量と実行量とする。
 2 本計画の樹立年度の実行量については見込量とする。
 3 計は溪間工、山腹工、保安林の整備で重複する箇所は1箇所として集計する。

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地及びその附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	—	—	—	—	—

- (注) 1 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積とする。
 2 農用地は田、畑、樹園地とする。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
—	—	—	—

- (注) 前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積とする。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：1,000 m³ 延長：km

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	198	286	278	281	369	304	138	70
		針葉樹	175	248	242	245	315	263	129	65
		広葉樹	23	38	36	37	54	40	9	5
	主伐	総数	116	190	182	183	270	202	45	27
		針葉樹	93	152	145	147	216	161	36	21
		広葉樹	23	38	36	37	54	40	9	5
	間伐	総数	82	95	96	98	99	102	93	44
		針葉樹	82	95	96	98	99	102	93	44
		広葉樹	0	0	0	0	0	0	0	0
造林面積	総数	83	116	299	424	431	426	212	64	
	人工造林	67	93	239	339	345	341	170	51	
	天然更新	16	23	60	85	86	85	42	13	
林道開設延長		2.10	1.48	-	-	-	-	-	-	

(注) 森林計画樹立の翌年から5年間を第I分期、次の5年間を第II分期、以下同様とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積 : ha 材積 : 1,000 m³

区 分	面 積												材積		
	総 数 齢 級	1・2 齢 級	3・4 齢 級	5・6 齢 級	7・8 齢 級	9・10 齢 級	11・12 齢 級	13・14 齢 級	15・16 齢 級	17・18 齢 級	19・20 齢 級	21齢 級以上			
第 I 分期	人	総 数	11,001	31	2	104	468	976	2,615	1,269	117	52	260	5,105	2,307
	工 林	総 数	4,356	31	2	91	407	787	1,784	1,129	76	33	16	0	1,442
		育成単層林	4,349	28	2	89	405	787	1,784	1,129	76	33	16	0	1,439
	天 然 林	育成複層林	7	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3
		総 数	6,645	0	0	14	62	189	831	140	41	19	244	5,105	865
		育成複層林	102	0	0	3	20	40	38	0	1	1	0	0	23
天然生林	6,542	0	0	11	42	149	793	140	40	19	244	5,105	842		
第 III 分期	人	総 数	10,512	242	21	2	104	468	931	2,509	805	44	23	5,361	2,307
	工 林	総 数	3,867	242	21	2	91	407	742	1,678	665	3	4	13	1,426
		育成単層林	3,844	226	18	2	89	405	742	1,678	665	3	4	13	1,423
	天 然 林	育成複層林	23	16	3	0	2	2	0	0	0	0	0	0	3
		総 数	6,645	0	0	0	14	62	189	831	140	41	19	5,348	881
		育成複層林	102	0	0	0	3	20	40	38	0	1	1	0	27
天然生林	6,542	0	0	0	11	42	149	793	140	40	19	5,348	854		
第 V 分期	人	総 数	10,512	893	196	21	2	104	424	838	2,012	592	44	5,385	2,086
	工 林	総 数	3,867	893	196	21	2	91	362	649	1,181	452	3	17	1,192
		育成単層林	3,844	890	183	18	2	89	360	649	1,181	452	3	17	1,189
	天 然 林	育成複層林	23	3	13	3	0	2	2	0	0	0	0	0	3
		総 数	6,645	0	0	0	0	14	62	189	831	140	41	5,368	893
		育成複層林	102	0	0	0	0	3	20	40	38	0	1	1	30
天然生林	6,542	0	0	0	0	11	42	149	793	140	40	5,367	863		
第 VII 分期	人	総 数	10,511	1,025	723	196	21	2	83	330	341	1,800	560	5,429	1,867
	工 林	総 数	3,866	1,025	723	196	21	2	70	269	152	969	420	20	963
		育成単層林	3,844	1,025	720	183	18	2	68	267	152	969	420	20	963
	天 然 林	育成複層林	23	0	3	13	3	0	2	2	0	0	0	0	0
		総 数	6,645	0	0	0	0	0	14	62	189	831	140	5,409	904
		育成複層林	102	0	0	0	0	0	3	20	40	38	0	2	33
天然生林	6,542	0	0	0	0	0	11	42	149	793	140	5,407	871		
第 IX 分期	人	総 数	10,511	299	857	723	196	21	2	32	298	336	1,768	5,979	1,987
	工 林	総 数	3,866	299	857	723	196	21	2	19	236	147	937	429	1,074
		育成単層林	3,843	299	857	720	183	18	2	17	234	147	937	429	1,074
	天 然 林	育成複層林	23	0	0	3	13	3	0	2	2	0	0	0	0
		総 数	6,645	0	0	0	0	0	0	14	62	189	831	5,549	913
		育成複層林	102	0	0	0	0	0	0	3	20	40	38	2	35
天然生林	6,542	0	0	0	0	0	0	11	42	149	793	5,547	878		

(注) 1 1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級とし、以下順次3、4 齢級とする。

2 1、2 齢級の面積は、更新を予定している「無立木地」の面積を含む。